



## 2024 協約改訂を全組合員で闘おう！ シリーズ⑤

# 労基法34条を厳守せよ！ 更衣時間は労働時間だ！

## 第4回団交開催

本部は本日、2024年度労働協約改訂及び労働条件改善に対する第4回団体交渉を開催しました。今団交では、災害時の勤務の扱い、更衣時間、欠勤の解釈などについて議論しました。

勤務発表後の年休による診断書提出について、会社は「年休は欠勤に含まれる」という非常識な解釈です。本部は「年休は欠勤ではない。診断書は不要だ」などと主張しましたが、会社はこれを認めず、対立しました。

台風などの災害時、休憩無しの長時間乗務、勤務終了直前・終了点呼後や出勤直後に休憩時間を命じたことが問題となっています。本部は「休憩は行路の途中・出先に設定するものだ。労基法第34条に違反する」などと主張しました。会社は「点呼までは仕事の途中だ。法令に違反していない。適切に行っている」の一点張りで、対立しました。

更衣時間について、会社は厚労省のガイドラインを無視し、「使用者の指揮命令下にはない」という見苦しい主張を繰り返してきています。本部は「更衣時間を労働時間とするのは世間常識だ。前近代的な主張を繰り返すのはやめて、労働時間とせよ」追及しましたが、会社は一切主張を変えませんでした。また、更衣室から点呼場所や勉強会・訓練会の会場までの移動時間についても、労働実態がないと屁理屈を付け、対立しました。本部は「厚労省の指導に従わないことを確認する」と通告しました。

※次回の第5回団体交渉は、8月30日の開催予定です。